

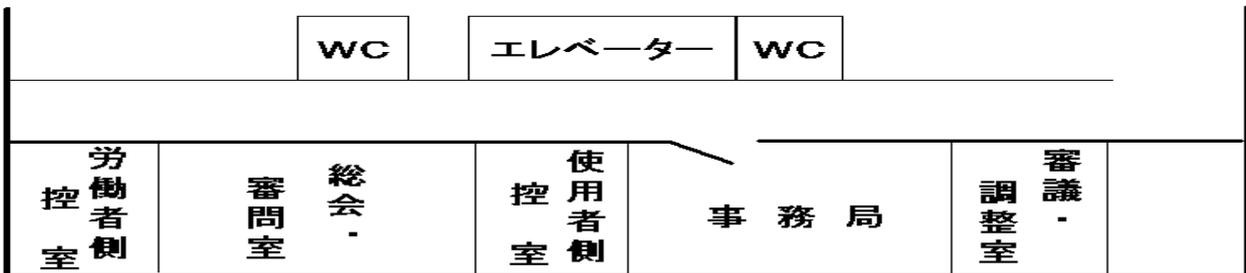
労働委員会はこんなところです

◎京都府労働委員会のある建物です。



労働委員会事務局は4階です。
入口正面のエレベーターをご利用ください。

◎労働委員会のある西別館4階のフロアです



◎労働委員会事務局です



お気軽にお入り下さい

◎「控室」です



相談はこの部屋で行われます(無料・秘密厳守)。
あっせんでは、当事者の方の控室になります
(控室は労使で別に用意しています)。

◎「審議・調整室」です



公・労・使のあっせん員が
当事者それぞれのお話を伺ったり、
解決に向けた話し合いをします。

◎「総会・審問室」です



この部屋では、不当労働行為事件の調査・審問
や総会が行われます。